

<資料2>

特殊詐欺等被害防止広報啓発  
バナー広告動画制作及び配信業務委託仕様書

令和6年11月

秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課

## 特殊詐欺等被害防止広報啓発 バナー広告動画制作及び配信業務委託仕様書

本仕様書に掲げる業務は、広く県民に特殊詐欺等の被害防止の注意を呼びかけ、被害を抑止するための事業であり、秋田県（以下「甲」という。）が発注する特殊詐欺等被害防止広報啓発バナー広告の動画制作及び配信業務の委託を受託する者（以下「乙」という。）と必要な事項を定めることを目的とする。

### 1 委託業務名

特殊詐欺等被害防止広報啓発バナー広告動画制作及び配信業務委託

### 2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までの間

### 3 広告配信期間

令和7年1月下旬頃から、45日間以上とし、秋田県警察本部担当者（以下「担当者」という。）と協議の上、決定する。

### 4 業務内容

#### (1) 広告画像等の制作

##### ア 方針

県内ではSNSを通じて「投資詐欺」や「ロマンス詐欺」の被害に遭う者が急増している。また、全国では「犯罪実行者募集情報」いわゆる「闇バイト」により、特に若者が犯罪に加担する事案が急増している。

このため、秋田県警察ではSNS等を通じて、県民に広く詐欺の被害に遭わないよう呼びかけるため、県民の印象に残る動画広告を制作するものである。

##### イ 内容

制作する動画広告等は次の2種類とする。

#### (ア) SNS型ロマンス詐欺

SNSやマッチングアプリなどで知り合った者から、恋愛感情や親近感を抱かせられ、交際を理由に共同生活資金を要求されたり、投資を勧められたりするなどして、指定された口座に何度も振り込まれる被害を防止するために、インターネットで知り合った者に安易にお金を振り込まないよう注意喚起する動画を制作する。

#### (イ) 犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）

SNSで簡単に稼げるアルバイトを検索し、「犯罪実行者募集情報」いわゆる「闇バイト」と知らずに応募したため、特殊詐欺や強盗の実行役に巻き込まれる事案が全国で多発している。

このような被害を防止するため、闇バイトは通常のアルバイトではないことや万が一闇バイトに加担しそうな場合は、警察が本人や家族を保護することを内容とした動画を制作する。

##### ウ 校正

乙は、動画完成までの過程において、秋田県警察本部内において甲との打合せを十分に行うこと。また、乙は打合せにおいて、甲からそれぞれ3回程度動画の校正を受けること。

配信に当たっては、乙は配信業者からの審査を受け、審査結果を甲に報告した後、配信すること。

(2) 配信

ア 方針

(1)で制作した動画を使用し、効果的な配信を実施すること。

イ 配信の期間

令和7年1月下旬頃から、45日間以上とする。

ウ 広告表示回数

指定広告表示回数については、以下のとおりとする。

(ア) Google 広告配信期間中200万回以上

(イ) Yahoo!JAPAN 広告配信期間中200万回以上

(ウ) Instagram 広告配信期間中40万回以上

(エ) Facebook 広告配信期間中40万回以上

エ 配信対象者

エリア・年代等を考慮した最適な対象者（ターゲット）を設定すること。

オ 管理

バナー広告の管理は乙が行うものとする。

(3) 効果測定

乙は、広告配信開始日から15日間と30日間の広告実績、効果及び分析状況をまとめた中間報告書を作成し、それぞれ区切りの日から3日以内に担当者に提出すること。また、上記の分析状況を踏まえ、甲もしくは乙が配信期間中に実施内容の改善が必要であると認めた場合は、両者間で協議の上、管理・設定内容に反映させること。

(4) 乙は、広告配信期間終了後、前項の内容を含めた広告の実績、効果、分析状況及び今後の効果的な情報発信に関する所見を取りまとめ、配信終了後1週間以内に業務完了報告書（様式は問わない。）を担当者に提出すること。

5 成果品の提出

乙は、制作した動画のデータを、CD-R又はDVD-R等の媒体により甲に提出すること。

提出する動画の形式は、担当者との協議の上決定すること。

6 著作権・使用权等

(1) 本業務の実施に伴う成果物の著作権（財産権）、著作権、所有権等の一切の権利は、甲に帰属する。

甲は、乙の承諾無しに加工及び二次使用できるものとする。

(2) 乙が、甲の許可なしに成果物を他に流用することを禁ずる。

7 その他

委託業務を適正かつ円滑にするため、両者は相互に連携を図るものとし、本仕様書に定めのない事項に関しては、甲乙協議の上定めるものとする。